

第16回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月22日（火） 午後1時30分～午後2時1分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（11名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男			8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝				
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（3名）

7	那須健一	11	浅野剛志	12	毛利久志		
---	------	----	------	----	------	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主事	水代康成
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	（司会進行）
会長	（会長挨拶）
事務局	（司会進行）
議長	ただいまの出席委員は <u>10</u> 名であります。毛利農業委員、浅野農業委員から欠席の連絡を受けておりますが那須農業委員と篠崎農業委員につきましては追って来ると信じております。定数に達しておりますので、これより

	第 16 回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第 1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第 39 条の規定により、本日の議事録署名委員 に 4 番 ^{わたなべ やすし} 渡邊 康志 委員、5 番 ^{なかもと たかし} 中本 誉 委員、以上の両委員を指名 いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第 2 議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ いて」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、 ^{わたなべやすし} 渡邊康志委員より説明願います。
渡 邊 委 員	議席番号 4 番 渡邊です。 議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番に ついて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 62 号 順位 1 番 説明】
渡 邊 委 員	10 月 17 日に譲渡人、譲受人、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で 現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 62 号 順位 1 番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は 申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順 位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
事 務 局	順位 2 番の前に説明入れさせてください。
議 長	どうぞ。
事 務 局	順位 2 番と順位 3 番なのですが、申請書の 3 枚目の裏側の 3 番。信託契約 の内容という欄があるのですが、ここが空白になってますがいずれも順位

	2 番と順位 3 番特に問題なしということで申請者の方に記載をいただいておりますがご理解いただけたらと思います。
議 長	次に順位 2 番について、山本 ^{やまもと} 弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 2 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	1 0 月 1 7 日に譲渡人、譲受人、善家推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 2 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりましたが再度事務局より説明があります。
事 務 局	すみません。先ほどの説明間違っておりました。4 枚目の裏の 7 番周辺地域との関係のところの欄です。ここが特に問題なしということでお願いします。
議 長	これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位 3 番について、山本 ^{やまもと} 弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 2 号 順位 3 番 説明】
山 本 委 員	1 0 月 1 7 日に譲渡人、譲受人、善家推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 2 号 順位 3 番 説明】

山 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位4番について、山下展輝 ^{やましたのぶてる} 委員より説明願います。
山 下 委 員	議席番号10番 山下です。 議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第62号 順位4番 説明】
山 下 委 員	10月17日に譲受人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第62号 順位4番 説明】
山 下 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸 ^{ともゆき} 委員に交代します。
	(議長交代)

議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位 5 番について、谷口 ^{ゆうき} 雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	失礼します。議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 2 号 順位 5 番 説明】
谷 口 委 員	1 0 月 1 7 日に譲受人、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 2 号 順位 5 番 説明】
谷 口 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、10 月 17 日に申請人につきましては電話での確認を取っております。それと譲受人につきましては申請書に間違いがないかの確認を同日見ていただいて確認を取っております。以上ご報告をいたします。ご審議のほどよろしく願います。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて日程第 3 議案第 6 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 同一案件のため一度に説明していただきます。
議 長	順位 1 番、2 番について、山本 ^{やまもと} 伸男 ^{のぶお} 委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 1 番 山本です。 議案第 6 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位

	1 番、2 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 3 号 順位 1 番、2 番 説明】
山 本 委 員	1 0 月 1 7 日に譲渡人、譲受人、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。井伊推進委員については、後日確認して頂きました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 3 号 順位 1 番、2 番 説明】
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番、2 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番、2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて日程第 4 議案第 6 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 6 4 号 順位 1 番から 2 8 番まで説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位 1 番から 2 8 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 から 2 8 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)

[illegible]